

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(沿革) 平成 15 年 4 月 1 日制定
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 6 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人久慈市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 監事
- (4) その他理事長が特に必要と認めた者

(報酬)

第 3 条 前条の規定に掲げる理事のうち理事長には、勤務実態に即して次のとおり報酬を支給する。ただし、勤務日に第 3 項に掲げる会議等がある場合はその会議等に係る報酬は支給しない。

役職名	報酬額	支給方法
理事長	日額 10,000 円	月末締めとし、翌月の職員の給与支給日に支給する

2 事業団の役員等（久慈市の特別職の職員（常勤職員に限る。）及び久慈市の一般職の職員である事業団の役員等を除く。）が理事会、評議員会その他の事業団の会議に出席したときは、報酬を支給する。

3 前項の報酬の額は、次のとおりとし、会議等に出席した場合に支給する。ただし、同日に 2 種類の会議の場合は、1 種類分支給する。

会 議 等	報 酬 額
理事会	1 回 5,900 円
評議員会	
監査・出納調査	
評議員選任・解任委員会	
その他の会議等	

4 理事及び評議員に支給する各年度の報酬の総額は、理事にあっては 80 万円以内、評議員にあっては 40 万円以内とする。

(費用弁償)

第 4 条 役員等の費用弁償の額は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成 18 年久慈市条例第 43 号。以下「条例」という。）に定めるその他の特別職の職員の職務にある者に支給する旅費の額とする。

2 費用弁償の額の支給方法は、条例に規定する久慈市職員の例による。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 25 日から施行する。